

令和5年度 周南市男女共同参画審議会議事録

1 開催日時 令和5年8月9日（水）14時00分～15時20分

2 開催場所 周南市役所1階多目的室

3 出席委員

委員（14名） ※3名欠席	呉会長、福田副会長、田中委員、船井委員、米田委員、仁志委員、御園生委員、伊藤委員、丸山委員、酒井委員、近間委員、富永委員、毎田委員、松下委員
事務局	環境生活部長、人権推進課3名

4 開会

5 あいさつ（環境生活部長）

6 議事

(1) 令和4年度周南市男女共同参画事業について

○会長 「(1) 令和4年度周南市男女共同参画事業」について、事務局の説明をお願いします。

○事務局 「令和4年度周南市男女共同参画事業」につきまして、男女共同参画室の事業説明をいたします。資料2をご覧ください。

男女共同参画室はすまいるプラン周南～後期～に基づき、啓発事業及び地域リーダーの育成を行っています。

主な啓発事業は、講座等の開催、男女共同参画情報誌「じょいんと」の発行、男女共同参画週間や月間における普及活動、DVに関する啓発等です。

資料1 ページの2の(1)、令和4年度の講座等の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症対策を講じながらの実施となりました。

①の男女共同参画推進員の企画講座は一部コロナの影響で中止があったもののハートフル人権セミナーや、出前トークで手づくりの紙芝居の上演等を実施することができま

した。

②男女共同参画セミナーにつきましては、参加者の利便性を重視し、会場を周南市役所に設定してリモートを併用して開催しました。周南公立大学委託事業のミニ・シンポジウムもリモート併用で開催しています。

また、DV防止の重要啓発として、③のデートDV防止講座を市内の大学、高校、専門学校等で開催しています。こちらは昨年の2倍以上の参加がありました。

全体的にみて4年度は、講座等の開催数はほぼ例年どおりですが、感染防止対策を講じながら、会場でも実施できたものが増加したため、受講者はやや増加しています。

このほか、本日資料としてお手元に配布している男女共同参画情報誌「じょいんと」は、研修やセミナーで配布するほか、図書館や市民センター、市役所の啓発コーナーなどに設置しているほか、4年度からは新たに市内の中学校生徒・保護者に配布しています。

2ページ目の(3)～(7)は、各週間、月間での啓発、庁内での啓発周知等の取組状況を掲げています。

次に地域リーダーの育成として、男女共同参画推進員に関するご説明をします。資料は2ページの3(1)です。

男女共同参画の地域リーダーとして、男女共同参画推進員9名が活動しています。推進員は徳山、新南陽、熊毛、鹿野から選出された方々で、市が委嘱しています。山口県内でも男女共同参画推進員は周南市のみで、市の施策への協力をはじめ、地域において男女共同参画を推進する役目を担っています。

男女共同参画室は事務局として、推進員の活動を支援するほか、地域リーダーとしての資質を高めていけるよう研修などで育成を進めており、推進員の具体的な活動は資料の6ページです。また、このほかの市民活動支援につきましては、(2)のとおりです。

続きまして、資料の3ページ下部から4ページをご覧ください。

4. 審議会等への女性の登用についてご説明します。

男女共同参画推進条例第11条において、市の審議会や委員会などの委員を委嘱するときは女性の割合が4割となるよう努めることとしています。

4ページのグラフのとおり、市の審議会等における女性の登用率については、目標指数40%のところ、令和4年度末は32.6%で前年より0.2%上昇、女性委員のいる審議会の割合は目標指数95%のところ、令和4年度は88.9%で前年より1.4%上げています。

女性委員の登用率を山口県内で見ると、5ページの上のグラフとなります。県内各市の平均値は32.67%、もっとも高いのは宇部市の48.4%で周南市は令和4年度当初ですが5番目、平均値にはわずかに届いておりません。今後も引き続き、男女の比率に配慮した選出に努めるよう勧奨していきます。

次に資料の5 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証についてです。

この認証は山口県の事業で、仕事と家庭、地域生活の両立支援や男女が共に働きやすい職場環境づくり、女性の育成、登用といった女性活躍の取組を行う企業等の事業者のことで、山口県はこれらの事業者を認証し、その取組を紹介するとともに、各種情報の提供や、入札評価による支援を行っています。

なお、本市の基本計画における、認証事業者数の目標数値は70事業者となっていますが令和5年5月現在、周南市では67事業者が、県内では802事業者が認証されています。今後とも県とともに周知活動を継続していきます。

○会長 事務局から説明がありましたが、何か意見や思いなどがありましたら、お願いします。

○委員 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証ですが、どこでどのような流れで認証されているのでしょうか。

○事務局 これは山口県の事業でありまして、事業者が自社の実績をつけて県へ申請し、審査を経て認証されるのだと思います。認証されますと、その事業者のイメージアップが図られ、人材確保にもつながると聞いています。また県は入札評価による支援を行っています。

まずは事業者に手を上げていただくことがスタートになりますので、この制度の周知が必要となります。周南市企業職場人権教育連絡協議会などを通じまして、このような認証制度があるという周知活動に力を入れていきたいと思っています。

○委員 確か山口県のホームページに認証制度の要綱が載せられていたと思うのですが、県は認証を進めていきたいと考えていますので、認証の要件等はそんなに厳しいものではなかったかと思っています。

○**会長** 周南公立大学でも昨年、この認証に向けて動いていたのですが、確かいくつかある要件の一部が達成されていればよいというようなものだったと思います。認証を受ければ認証のマークが使えるようになり、企業等の場合は、入札において優位な扱いが受けられるということでした。

○**委員** 周南市の審議会等における女性委員の登用率ですが、伸び悩んでいるように思えるのですが、委員の選任は、委員を推薦していただく団体等の代表者を選任するということが多いのでしょうか、それとも推薦していただく団体の中で、男女問わず誰を推薦するかというような協議が行われることが多いのでしょうか。

○**事務局** 団体等に委員候補者の推薦をしていただき、推薦された方を市が委員に選任するという方法を取っています。推薦をお願いする際には、女性の登用率の目標があることなどもお伝えしていますが、そもそも団体等の構成員に女性が少ないなど様々な事情により登用率が伸び悩んでいるという状況です。

(2)令和4年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について(報告書)

○**会長** では次の議題「(2) 令和4年度周南市男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 「令和4年度男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況」について、ご説明します。こちらのピンク色の冊子が、令和4年度の報告書です。

この報告書は、「第2次周南市男女共同参画基本計画 すまいるプラン周南～後期～」における、3つの基本目標と11の重点項目について、令和4年度中に実施した市の男女共同参画推進事業及び関連事業の実施状況を調査し、年次報告するものです。

報告書の構成についてご説明します。4ページから11ページに、3つの基本目標の説明と11の重点項目の要点、目標指数と実績を記載しています。

基本計画における目標指標につきましては、13ページ及び14ページに達成状況一覧表を記載しています。

また、市の具体的な施策につきましては、15ページから34ページに、基本目標と重点項目ごとに、具体的な事業と実施状況、担当課、及び評価を記載しています。

それでは主な内容についてご説明します。報告書の4ページをご覧ください。

基本目標1は、男女がともに活躍できる地域社会づくりです。

男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、政策、方針決定に「参画」すること、雇用の分野における女性の参画、そして仕事と生活、地域活動の両立の推進が基本目標1の内容です。重点項目は5つ設定しています。

重点項目1、あらゆる分野での政策・方針決定への女性の参画の拡大におきましては、審議会における女性の登用率のほか、市の課長級以上の女性職員の割合を記載しています。令和4年度は令和3年度と変わらず6.7%となっています。

5ページをお開きください。

重点項目2は、仕事と生活の調和の推進について、男女がともに家庭的責任を担っていくための市の支援事業などについて触れています。支援事業のうち「病児保育施設」は令和3年度から1施設増設し、4施設となっています。

なお、市男性職員の育児休業取得者は、令和4年度は5名でした。

重点項目3は、働く場における男女共同参画の推進、ここでは女性が出産・子育てなどで仕事を中断するM字カーブのこと、そして雇用の分野における男女の機会の均等や、多様な働き方ができる職場環境づくりの必要性を挙げています。

目標指標は6ページにあります。女性の市内就業者数は17,128人でコロナ禍の影響もあり、平成30年度を下回りました。農林漁業の分野における指標につきましては、

- ・「家族経営協定数」は、平成30年度より2世帯増
- ・「農業委員に占める女性の割合」は平成30年度より1.9ポイント下がり15.7%
- ・「農地利用最適化推進委員」は平成30年度より6.2ポイント下がり6.3%

となっています。

重点項目4は、地域社会における男女共同参画の推進を挙げています。目標指標は、自治会長に占める女性の割合で令和4年度は16.3%、目標数値を達成しています。

重点項目5は、国際社会における男女共同参画の推進、7月に発表されたジェンダーギャップ指数の結果についてと、目標指標の国際交流事業参加者数についてあげています。なお、国際交流事業参加者は新型コロナウイルスの影響を受け、平成30年度より636人減となりました。

基本目標1はここまで、次は基本目標2です。7ページをお開きください。

基本目標2は男女共同参画社会づくりに向けた意識づくり、人づくりを挙げています。

誰もが一人の人間として尊重され、性別による差別を受けることなく生きていける社会づくりに向けた、意識づくり、人づくりに必要な事項として、重点項目6～8を挙げています。

重点項目6は、社会制度や慣行の見直しについてです。男女共同参画に関する認識を深め、社会的な制度や慣習を見直していくため、啓発や広報活動の必要性を挙げています。

8ページです。重点項目7は男女共同参画の視点に立った教育、学習の推進についてです。

固定的な性別役割分担意識の改善のため、男女共同参画の視点に立った教育、学習機会の充実を図ること、そして女性のエンパワーメントの促進や企業のダイバーシティの尊重といった多様な価値観を包括する教育の必要性を挙げています。

重点項目8は市民との協働と推進体制の整備充実についてです。男女共同参画社会の実現には、市民と行政との協働が重要であること、本計画を実効性のあるものとするためには、庁内組織の機能充実を図り、各所属が連携して実行にあたること、審議会の意見を反映し認識を共有することを挙げています。

9ページをお開きください。次は基本目標3です。

基本目標3は男女が健康で、安全安心に暮らせる社会づくりです。

男女共同参画社会の実現には、一人ひとりの人権が尊重され、健康で、安心して暮らしていける社会づくりが重要となります。

まず、重点項目9においては、あらゆる暴力を根絶し、人権が尊重される社会の実現を挙げています。

女性や子供に対する暴力を社会全体で許さない市民意識の醸成、あらゆる暴力を未然に防止し、暴力根絶に向けた取組を推進します。

相談体制としましては、DV被害者への適切な支援のため、こども・子育て相談センターに女性相談員を配置し、警察、児童相談所との連携の充実と被害者の安全確保、必要な支援を行いました。なお、令和5年度からDV等女性相談を人権推進課男女共同参画室に移管しています。

このほか、もやいネットセンターを核として福祉の総合相談体制を構築しています。

10ページをご覧ください。重点項目10は、生涯を通じた健康づくりの推進です。

女性が安全、安心に子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育て期に切れ目のない支援体制を強化すること、生涯を健康に過ごすため健康診査等による早期

発見、早期治療への取組を挙げています。

目標指標の、妊婦の健康診査受診率は令和4年度100%で、目標値に達しています。そしてもう一つの目標指標である、市の特定健康診査受診率は36.3%で平成30年度を4ポイント上回りました。

重点項目11は、みんなが安心していきいきと暮らせる環境づくりです。

高齢者、障害者、一人親家庭といった、社会環境の変化により不安定な状況に置かれがちな立場の人や、LGBTsの人権が尊重され、あらゆる人が安心して暮らしていける環境づくりには、男女共同参画の視点に立った施策が必要であること、そして防災分野においても女性の参画が必要とされることを挙げています。

目標指標である、認知症サポーター養成者数は累計15,486人で平成30年度から2,148人増加しています。

また、もう一つの目標指標、11ページの、防災会議の8号委員に占める女性の割合は40.0%で目標値に達しています。

報告書につきまして説明は以上です。

○会長 事務局から説明がありましたが、何か意見や質問などがありましたら、お願いします。

○委員 報告書の4ページや16ページに記載されている市役所の課長級以上の女性職員の割合が、目標よりだいぶ低いとその理由は分かっていますか。たとえば、育児休業など取得すると勤務した期間が短くなるので昇格の時期が少し遅れる、或いは、女性職員の多くが昇格の意志を表明されることが少ないなど、何か理由として考えられるものがありますか。

○事務局 育児休業や出産のための休暇を取得したことが制度上、昇格を遅らせるようにはなってはいません。むしろ男女共同参画の観点から、女性に限らず男性もこれらの休業や休暇、時差勤務などを利用するよう働きかけていますし、育児休業や産休を取得しやすい職場となるよう労務管理をしているというのが現状です。また先ほどの資料の説明の補足ですが、令和2年度が9.2%、令和3年度が6.7%となっておりますがこれは令和3年度の課長級以上の女性職員の退職者が多かったことが要因の一つとして考えられます。

○委員 制度上、女性の昇格を妨げるようなものはないとの説明ですが、ではなぜこのような結果になるのでしょうか。

○事務局 市役所にはいろんな部署があり、例えば消防本部のように部署によっては男女比が偏っているところもあります。少なくとも男性であるか女性であるかによって昇格における取扱いに違いはありません。

○委員 すまいるプラン周南にあるような目標や推進の方向性は、どれだけ地域に浸透しているのでしょうか。育友会や学校運営協議会等のメンバーは男性が多いです。市の審議会委員の男性割合が多いのといっしょです。地域においてもいろんな団体の代表者が男性であることが多いのです。結果的に代表者が男性になる、それは仕方のないことなのですが、市が開催する連合自治会長等の会議で、少なくともこのような目標等を伝える必要があるのではないのでしょうか。

それと、男女共同参画の目標や現状値において、いわゆるLGBTの方はどのようにカウントされることになっているのでしょうか。

○事務局 男女共同参画の取組みを地域の方々へお知らせしていくことは重要だと考えています。お手元にチラシをお配りしていますが、周南公立大学に啓発のための講座を委託し、地域の方々への周知を図っています。

男女共同参画は社会、経済、文化等のあらゆる場面で男女が同じように参画する権利を持っている、という意味です。

LGBTについてはなかなか難しい問題だと思っていますが、男女共同参画基本計画を策定する際に、市民にアンケートを実施し、LGBTに関する意識を尋ねる予定です。このアンケートの結果も踏まえ、計画策定の中で検討していきたいと考えています。

○委員 いろいろな数値をみると女性が不利な立場のものが多いのですが、逆もあると思います。夫婦は一般的に夫に比べ妻の方が若いことが多いので、高齢の夫婦は、妻が夫の面倒をみていることが多くて、妻が負担を感じるようになった場合、妻が夫を虐待するということが起こりえると思いますが、そのような統計はあるのでしょうか。

○事務局 今年度には入ってから、男性からのDVの相談はありませんが、全国的にみる

と男性からの相談もありますし、そういう相談体制を整えていかなければならないと考えています。

○委員 報告書9ページの基本目標3の説明に「一人ひとりの人権が尊重され」とあります。男女共同参画も人権尊重という基本があつてのことだと思えます。今、ウクライナでは戦争が続いていますが、戦争は全く人権を無視した行動だと思えます。ユネスコ憲章の前文に「戦争は人の心の中で生れるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない」と書かれています。人権を尊重する心の教育が大切だと思うのですが、どのような心の教育がされていますか。

○委員 学校では主に道德の時間に人権を扱っています。よりよい人権教育を行うにはまずは教員が豊かな人権感覚を持たなければならないということで、人権教育部会と研修組織を作っています。先日も、LGBTをテーマとして研修会を実施したところです。

○委員 すまいるプランの基本目標2には意識づくりが掲げられています。明治から100年以上にわたって女性の権利拡大が進められてきましたが、男女共同参画の意識はまだまだだと思えます。意識がもっともっと広がっていくよう願っています。

○事務局 市が啓発を進めていくことが重要なのですが、それだけでなく、市民の方が主体的に自らの問題としてとらえていただけるような取り組みをしていかなければならないと考えています。

(3)第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン前期～の策定について

○会長 それでは、次に「(3)第3次周南市男女共同参画基本計画～すまいるプラン前期～の策定」について、事務局からの説明をお願いします。

○事務局 令和6年度は第3次基本計画(前期)の策定の年にあたります。基本計画の「骨子案」を市が作成し、審議会に諮ってご意見をいただきながら策定していきます。

現在のすまいるプランは令和元年度に策定していますが、令和元年度前回は参考に申し上げますと、3回開催しており、1回目が令和元年8月、2回目が令和元年11月、

3回目が令和2年2月、策定は3月でした。

流れは、1回目でアンケートの集計結果報告・骨子案について検討していただき、2回目には1回目の審議を踏まえ作成した素案について検討、3回目はパブリックコメントの回答を踏まえて検討していただく予定です。

では次に本年度の市民アンケートの実施についてご説明します。

来年度の策定の基礎資料となる市民アンケートを、本年9月に実施いたします。

これまでも策定の前年に市民アンケートを実施しており、その結果がこちらの緑の冊子、11ページから23ページに記載されています。

今年度実施する市民アンケートは、これまでの設問にLGBTQに関する設問を加えております。資料6の真ん中あたりの一覧表の問7が新しい設問となります。

このほかは、5年前との比較ができるようにこれまでの設問と変えておりません。

次に、関連する法令に基づく基本計画としての位置づけですが、現計画の一部を「女性活躍推進法」に基づく「市町村女性活躍推進計画」、「DV防止法」に基づく「市町村DV防止基本計画」として位置づけていますが、次期計画では令和6年4月1日施行の「困難女性支援法」に基づく「市町村基本計画」としても位置づける方向で検討します。

来年度の審議会は、5年に1度の策定の年にあたるため、委員を務めていただける方にはご負担をおかけしますが、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 事務局から説明がありましたが、何か意見や質問などがありましたら、お願いします。

○委員 アンケートの対象者はどういう方になるのでしょうか。

○事務局 本年8月1日時点で18歳以上の方の中から性別、年齢などを考慮した上で無作為に選んだ1,500人です。

○委員 資料6に今回新たに設けられるLGBTQに関する設問の内容が示されています。LGBTQが何であるかを正しく知っている人は案外少ないように思います。一般的な知識で答えられるだろうかと心配するような設問もありますが、どうでしょうか。

○事務局 LGBTQを正しく理解している方が少ないのではないかという懸念はあると思います。設問に添えてLGBTQやその社会的な課題について少し説明したらよい

のかも知れませんが、あまり文章が多くなると、読むのが面倒くさくなって回答率が落ちるのではないかと不安があります。この設問内容は、他市の例等を参考としたものでもあり、何とか回答していただけるのではないかと考えていますし、回答の選択肢には「わからない」というものも設けるつもりです。

○委員 制服の見直しが行われている中学校がありますが、これもLGBTQへの対応のひとつだと思います。子どもたちも大いに知るべき問題だと思います。設問のうち、(1)や(2)は答えるのが容易だと思いますが、(3)や(4)は答えるのが難しい設問かも知れません。回答に「わからない」という選択肢があれば、問いかけてもいい設問だと思います。

○委員 設問の内容はわかったのですが、回答はどのようになるのでしょうか。回答を記述するのか、選択肢の中から選ぶのか、その方法によっても回答率が違ってくるのではないのでしょうか。

○事務局 回答は、いくつかの選択肢を設け、あてはまるものに○をつけるという形式にします。あてはまるものがない場合は、その他に○をつけていただきまして、その内容を記述していただくよう考えています。できるだけ負担のないように回答率があがるように作成したいと考えています。

○会長 他にご質問やご意見はないでしょうか。ないようでしたら、予定されていた議事は以上で終わりですので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

(4)その他

○事務局より連絡事項伝達